

岬町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月
岬町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨	1
2. 本町の現状	2
3. 目 標	4
4. 計画の期間	4
5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
6. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	7

1. 計画の趣旨

学校を取り巻く環境が大きく変化し、教職員が取り組まなければならない課題が多様化・複雑化する中で、教職員の厳しい勤務実態が問題となっています。子供たちのために日々尽力されている教職員が、より一層元気に笑顔で子供たちに向き合うためには、学校の働き方改革は極めて重要です。

教職員が自らの働き方を見直し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を活かして学校教育の質を向上させるため、岬町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を策定するものである。

2. 本町の現状

本町では、令和2年4月に所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として「岬町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を定め、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

その後、学校における働き方改革に関する教職員の意識や課題等を把握し、現状の働き方の把握や今後の取り組みをすすめるため、「学校における働き方改革に関する教職員アンケート（以下「アンケート」という。）を実施した。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

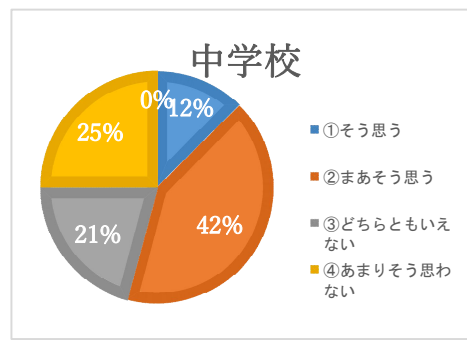
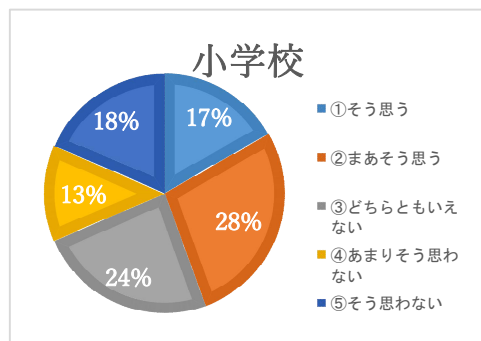
	月平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 30.0 時間	0%	0%
中学校	月 63.5 時間	25.0%	33.3%

時間外在校等時間は、小学校については、45時間を超えておらず本計画の目標を達成している。また、中学校については、45時間を上回る割合が非常に高くなっている。

【アンケート調査結果（抜粋）】

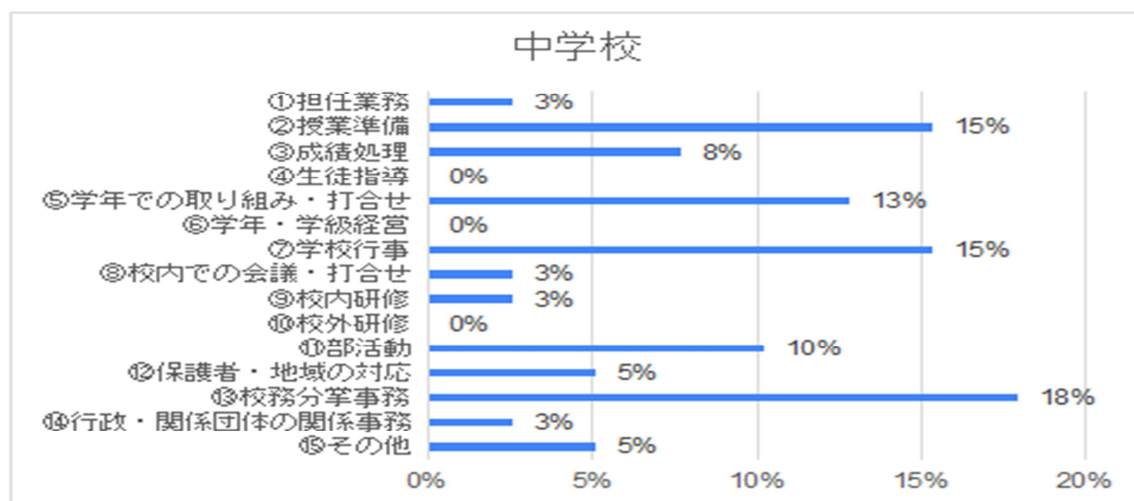
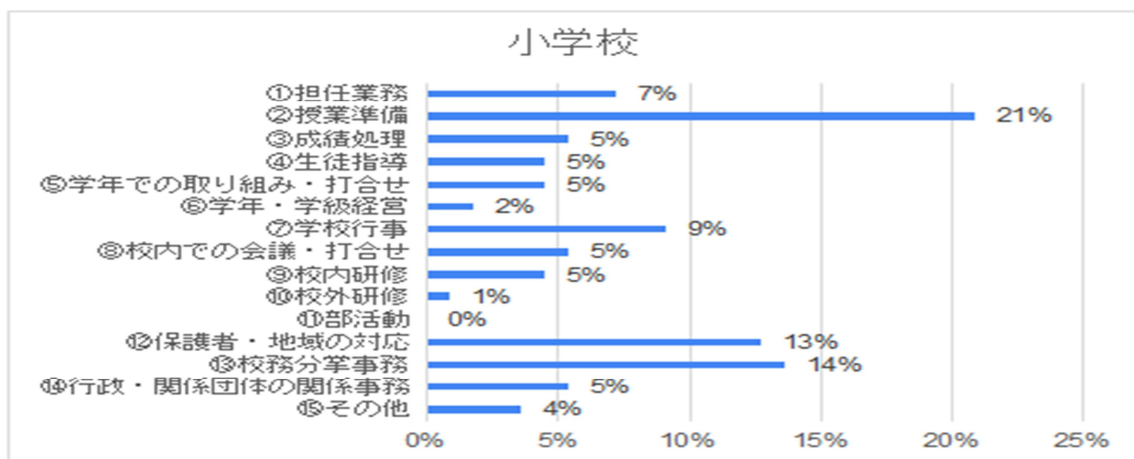
○時間外勤務が多いと感じる割合

「そう思う」、「まあそう思う」と回答した割合が小学校では45%なのに対し、中学校では54%となっており、教職員の6割近くが時間外勤務が多いと感じている。



○時間外勤務の要因

小学校では、「授業準備」が最も多く、次いで「校務分掌事務」、「保護者・地域の対応」、「学校行事」の順となっている。中学校では、「校務分掌事務」が最も多く、次いで、「授業準備」、「学校行事」（同率）、「学年での取り組み・打合せ」の順となっている。



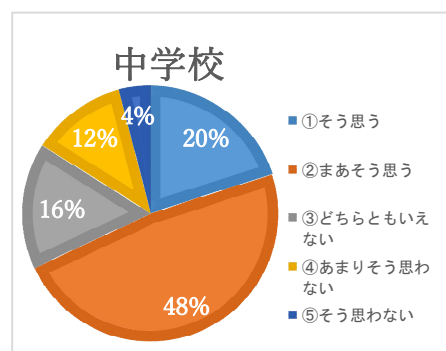
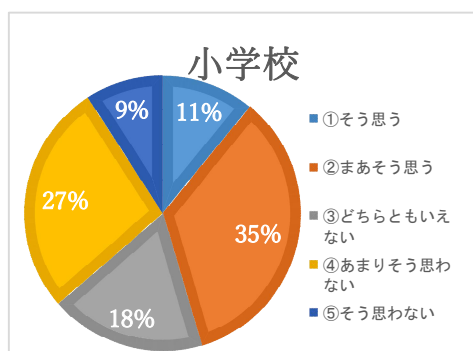
* その他の内容

小学校：PTAや地域の行事打合せの時間設定・人権教育担当・勤務時間は短くなってきている・事務処理

中学校：多くの校務分掌の兼務・施設管理

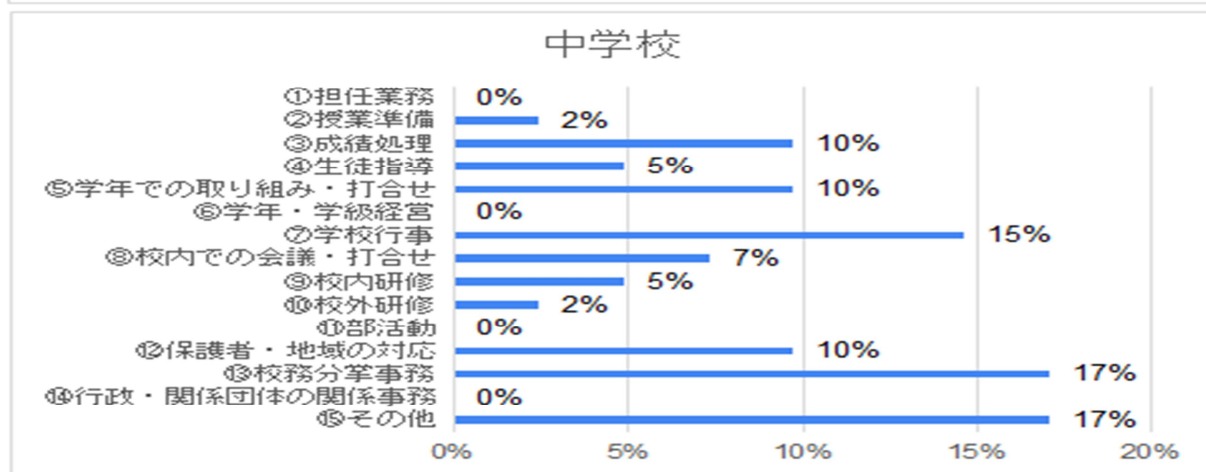
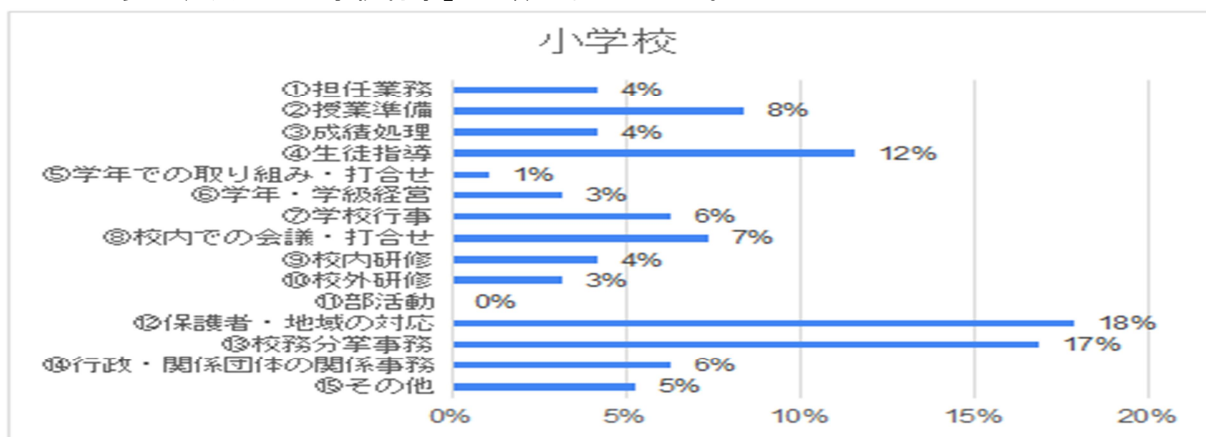
○日々の業務の中で疲労感や焦燥感を感じる割合

「そう思う」、「まあそう思う」と回答した割合が小学校では46%なのに対し、中学校では68%となっており、7割弱の教職員が疲労感や焦燥感を感じている。



○疲労感や焦燥感を感じる業務

小学校では、「保護者・地域の対応」が最も多く、次いで「校務分掌事務」、「生徒指導」の順となっている。中学校では、「校務分掌事務」と「その他」が同率で最も多く、次いで「学校行事」の順となっている。



* その他の内容

小学校：事務処理関係・人権教育担当・緊急やイレギュラーな業務（2件）・なし（2件）

中学校：校務分掌の兼務・職員間の人間関係、連携（4件）・不利益に注意が必要な業務

3. 目 標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

成 果 目 標	令和6年度実績		期間目標
	小学校	中学校	
1箇月時間外在校等時間を45時間以内とする。	月 30.0 時間	月 63.5 時間	45 時間
1年間における1箇月時間外在校等時間を30時間程度にする。	月 30.0 時間	月 63.5 時間	30 時間程度

(2) ワーク・ライフ・バランスで働きがい等に関する目標

成 果 目 標	令和6年度実績		期間目標
	小学校	中学校	
令和6年度の年間の年次有給休暇の平均取得日数を維持する。	14.5 日	12.6 日	小学校 14 日 中学校 12 日 以上を維持する。
ストレスチェックの受検率を100%にする。(令和7年度から実施)	(令和7年度) 81.0%		100%
ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。	(令和7年度) 12.9%		10%
ストレスチェックにおける健康リスクの値を前年度より減少させる。	(令和7年度) 71.8%		前年度より 減少させる。

4. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

5. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・学校安全ボランティア等による通学路の見守り活動を推進する。
- ・各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察その他関係者が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・すでに無償化している給食費を除く学校徴収金について、校務支援システムの徴

収金管理機能の効率的な活用を推進する。

○地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動における関係者間の連絡調整等については、学校支援地域本部や地域教育協議会が中心となっていくものとする。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・令和11年度までに町長部局とも連携した相談体制を構築するとともに、学校が弁護士等の専門家を有効に活用すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。
- ・学校におけるカスタマー・ハラスメントを防止するため、当該計画期間中に通話録音装置を整備する。

② 教師以外が積極的に参画すべき事項

○調査・統計等への回答

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室について、より一層効率的な運営を図る。

○学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校で行う場合は、事務職員等が積極的に参画する。

○校内清掃

- ・学級担任等の教職員は児童生徒に対する指導を中心に行うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

○部活動

- ・部活動指導員の配置を推進する。
- ・令和11年度を目途に部活動の地域展開・地域連携を図る。
- ・それまでの間の部活動については、「設置する学校に係る部活動の指針」の遵守を徹底する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備

- ・授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフを配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

○学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

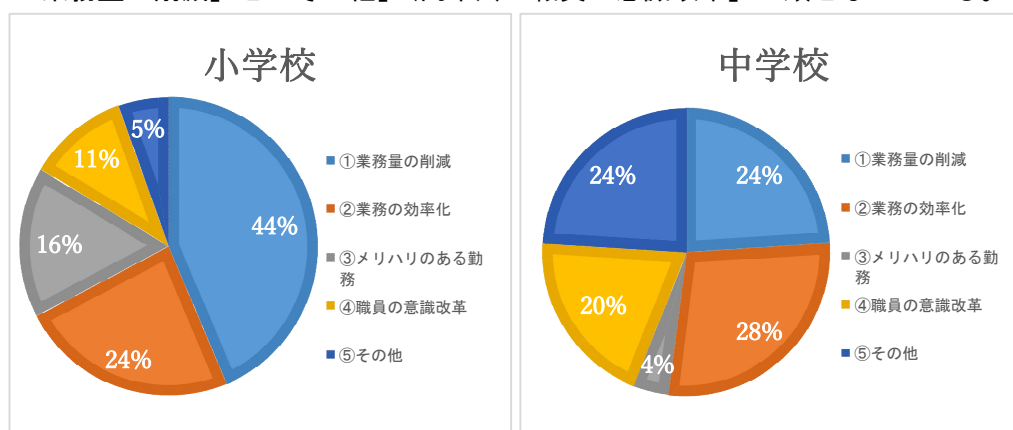
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあたっては、町立教育支援センターを設置し、効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

【アンケート調査結果】

○時間外勤務を減らすために必要なこと

小学校では、「業務量の削減」が最も多く、次いで、「業務の効率化」、「メリハリのある勤務」の順となっている。中学校では、「業務の効率化」が最も多く、次いで、「業務量の削減」と「その他」（同率）、「職員の意識改革」の順となっている。



* その他の内容

- 小学校 ・担当の複数化・担任業務への担任外の関与・授業や学級通信作成の時間確保・始業時刻前の勤務
- 中学校 ・取り組みを減らす・分掌の公平な分担（2件）・部活の地域移行
・時間外勤務は減ってきているので教育活動の質を高める必要がある・減らすことが重要とは思わない。

アンケート調査結果等を踏まえ、学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・教職員間の業務分担の見直し等を検討するとともに、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動や取り組み等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、会議や打合せの回数や時間、進め方の工夫改善を行う。
- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有のデジタル化や服務管理のデジタル化などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を60%にする。【R6結果42%】
- ・勤務時間外の留守番電話機能に加え、録音機能を計画的に設置し、教職員が所定の勤務時間外に外部からの電話等に応答する必要のない環境を整備する。
- ・学校運営協議会において、「学校と教師の業務の3分類」を提示を行い、地域に理解と協力を求める。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 時間外勤務時間が月 80 時間を超えた教職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた教職員に医師による面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- ・ 終業から始業までに 11 時間を目安とする勤務間インターバル（休息時間）の確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの受検率を 100%にし、高ストレス者の割合を 10%まで減少させるとともに、ストレスチェックにおける健康リスクの値を前年度より減少させる。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ 年次休暇取得促進期間を設けるなど、学校に対して取得を促進する。
- ・ 学校における定時退庁日を週 1 回設定するよう推進し、長期休業期間中に 4 日間以上の一斉閉校日を設ける。

6. 関連する取組、今後のフォローについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員在校等時間の状況を把握し、毎年度、岬町のホームページで公表するとともに、定例教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- ・ 学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・ 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
各学校においては、管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・ 保護者・地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の自治区等に対して、本町における「業務 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。